



2017年3月22日



ニプロ株式会社
(コード番号：8086)

北大阪健都イノベーションパーク利用事業 優先交渉権者指定のお知らせ

このたび、ニプロ株式会社（本社：大阪市北区、代表取締役社長：佐野 嘉彦）は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という）を中心とした国際級の複合医療産業拠点（クラスター）の形成を図るべく、吹田市が進出事業者を公募していた「北大阪健康医療都市（通称「健都」）イノベーションパーク利用事業」の優先交渉権者に指定されましたので、お知らせします。

北大阪健康医療都市は、吹田市と摂津市の両市にまたがる新たな都市拠点へと土地利用の転換が図られており、JR岸辺駅北駅前広場を中心に、国立循環器病研究センターや市立吹田市民病院が2018年度に移転建替を予定しています。

健都イノベーションパークでは、オープンイノベーションの実現や健康関連産業等との連携を創出・促進する拠点を形成するべく、国際級の複合医療クラスターの実現を目指した取組みを進めており、「健康と医療」をキーワードに、先端的な研究開発を行う企業等の研究施設を集積させ、国立循環器病研究センターを中心とするイノベーション拠点の形成が図られています。

健都イノベーションパークの基本方針は、人々の健康を支え医療ニーズに応えることにより社会に貢献し自己実現を図ることとしている当社の経営理念に合致し、医療クラスターとの相互連携により、より一層当社事業の基盤拡充と技術開発、商品サービスに資する他、研究・開発・技術等各機能の集約・統合、並びに各機能の連携機能強化が図れるものと判断し、これに応募したものです。

ただし、今回の指定は、公募型プロポーザル方式により提案内容の総合評価で優先交渉権者が決定されたものであり、最終的な売買契約に至るまでは、吹田市との間で、両者の連携に向け、契約条件の細部を詰めることとなります。当社としましては、将来的な事業規模の拡張を見込んだ場合、一定規模（概ね4万㎡）以上の床面積の取得が必要なため、契約締結に際しては、大阪府により建築基準法第59条の2（総合設計制度）※の適用等が条件になると考えており、同制度による許可を取得した後、吹田市との間で売買条件の細部を協議し、交渉が成立した場合には、2018年度の契約締結の予定です。

※建築基準法第59条の2（総合設計制度）：容積率等の特例制度であり、政令等で定める一定の公開空地を有し、特定行政庁が市街地環境の整備改善に資すると認めて許可した建築物について、容積率や高さなどの制限を緩和するもの。

＜お問い合わせ先＞

ニプロ株式会社 広報担当 TEL 06-6375-6700